

枚方市 共助版ライドシェア (ひライド) 導入の手引き



令和7年10月

枚方市 土木部 土木政策課

1 共助版ライドシェアの概要

地域住民が、行政・交通事業者と連携しながら、その地域に必要な移動手段の計画・運行・利用促進等に主体的に関わる交通（地域自主運行型コミュニティ交通）のひとつとして、**道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による許可又は登録を要しない、地域住民の互助による運送サービス**を実施することができます。

これをボランティア輸送（最近では共助版ライドシェア）と呼びます。

地域で移動支援サービスができればいいんだけど・・・



運送サービスの提供の対価を受け取っている場合は、許可・登録が必要なんだね！



どういった場合に、許可・登録を要するの？

自家用車については、一般的に旅客自動車運送事業のような運送のための安全や利用者の保護のための措置が行われていないため、道路運送法上、**原則として、自家用車は有償で運送の用に供してはならないとされており、例外的に、許可・登録を受けることで認められます。**

有償とは、運送サービスの提供による対価として金銭を受け取ることであり、これに該当するかによって、道路運送法上の許可・登録の要否が判断されることとなります。

「有償」に該当しない場合とは

(1) 「任意の謝礼」

社会通念上、常識的な範囲での「謝礼」は、運送の対価ではありません。運送の提供者が支払いを求めず、**利用者から謝礼として金銭等が支払われたとしても、有償の運送とはいえず、許可・登録は不要**です。

どういった場合が、運送サービスの提供の対価を受け取っているとされるの？



(2) 「実費」相当分

運送行為が無償で行われる場合においても、ガソリン代等の**「実費」を受け取ることは問題ありません。**

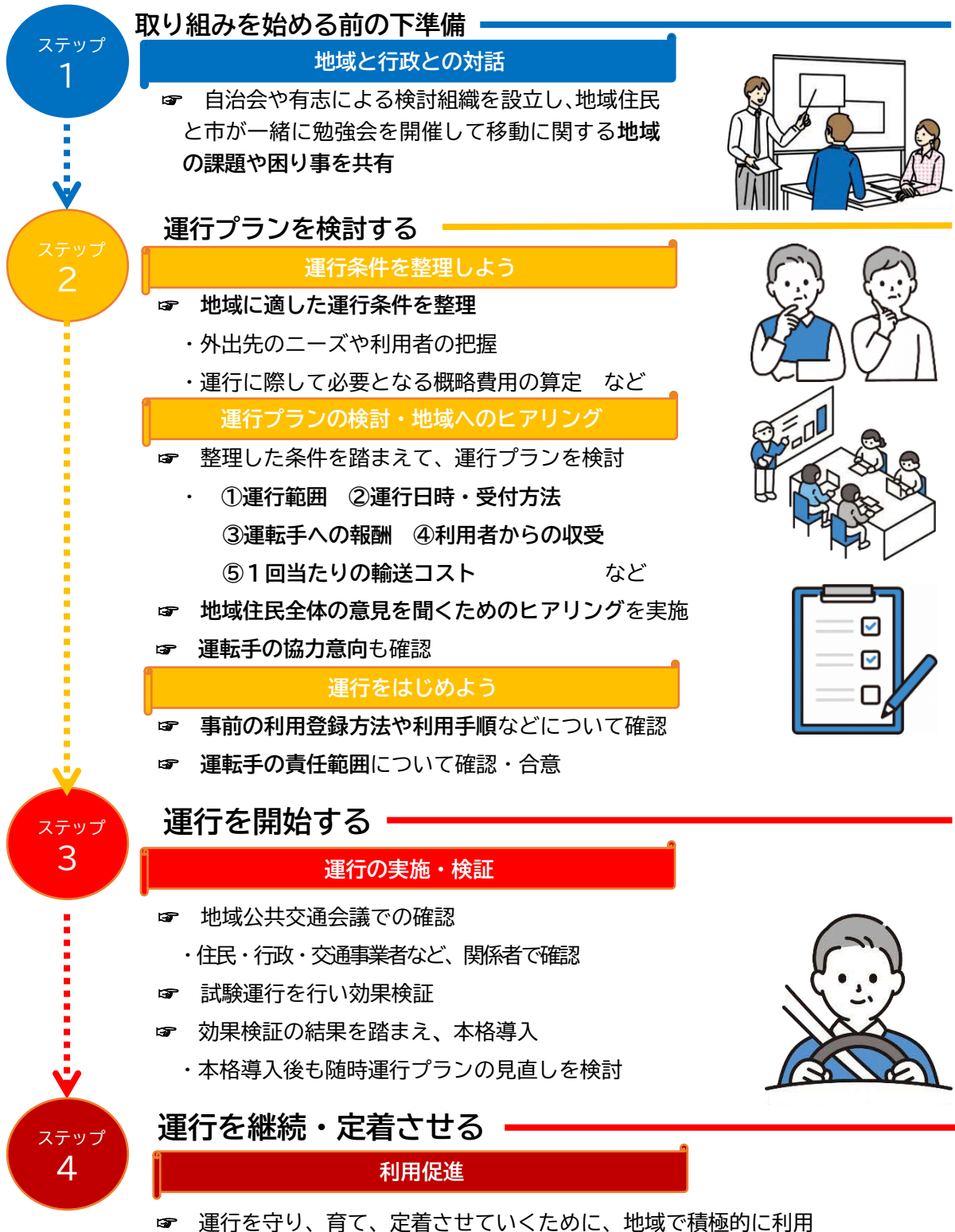
ポイント

実費とは、運送に必要なガソリン等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料※、当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）のことです。

※保険料は、当該無償運送行為を対象に提供される保険（当該車両にもともと掛けられている自賠責保険・任意保険は対象外）や、レンタカーの借り受けに伴う一時的な保険に関する保険料です。

2 枚方市共助版ライドシェア導入に向けたステップ

導入の進め方は、基本的に市が各ステップの勉強会・検討会を主催し、そこに、地域に住まうみなさんが主体的に参画することで、導入に向けた取り組みを進めることができるようになります。



3 枚方市共助版ライドシェア補助制度について

1. 補助対象団体

本市で活動を行う非営利団体（自治会、特定非営利法人、校区コミュニティ協議会など）
ただし、概ね100世帯以上を対象に共助版ライドシェアを行う非営利団体とする。（複数団体の連合も可）

2. 補助対象行為

本市の市民を対象とする共助版ライドシェア。ただし、バス路線や運行ダイヤとの重複を避けるなど、既存の公共交通の利用を阻害しない運送とすること。



3. 補助対象経費・補助金の額

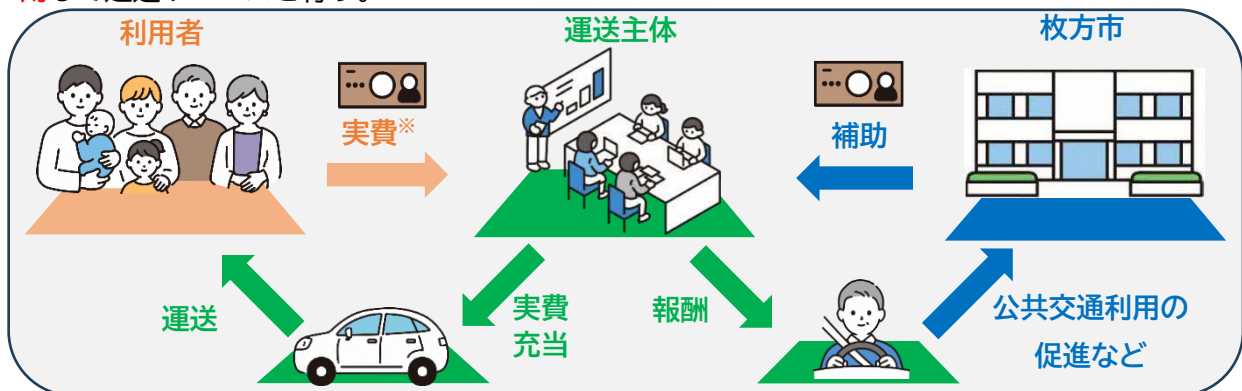
補助対象経費	(1) 車両維持管理費（実費）
	運送に要するガソリン等の燃料代
	共助版ライドシェアに適合した自動車保険に係る保険料※1
	目的地での駐車に要する駐車場代
	(2) 運行費用
	運転手への報酬
	運転手の通信費
	(3) 事務費
	事務作業員への報酬
	(4) 予約調整費
	予約調整係への報酬
	予約調整系の通信費
	(5) その他の経費
	国土交通大臣の認定を受けた運転者講習会の受講に係る費用
	安全サポート費（ペダル踏み間違い時の事故防止機能を有した装置を購入し設置する費用）
広報費に関する印刷費（チラシ・ポスター・アンケート用紙の印刷代）	
補助金の額（補助対象経費の最大9割※2）	上限 450,000 円

※1 運送情報（距離・時間・経路など）を自動収集する位置追跡装置費を含む。

※2 利用者からの収受額が補助対象経費の1割を超える場合の補助金額は、当該収受額を補助対象経費から差し引いた額とする。

4. モデルケース

利用者が実際の運送に要した燃料代等の**実費のみ負担**※し、**その他の費用は市からの補助金を活用**して運送サービスを行う。



※利用者から実費を収受するか否かは、運送主体の判断となる。